

益田地区広域市町村圏事務組合公共施設総合管理計画
改訂版

令和6年1月

益田地区広域市町村圏事務組合

【 目 次 】

- 1、はじめに
- 2、計画の位置づけ
- 3、計画の期間
- 4、益田圏域の人口の推移
- 5、計画の対象
- 6、組合所有施設の現状
 - (1) 所有施設の面積、ストックの状況等
 - (2) 所有施設の維持更新について
 - (3) 所有施設の管理手法
- 7、取組みの推進方向
 - (1) 施設の長寿命化
 - (2) 所有施設（建築物）の適正化
- 8、具体的な取組み
 - (1) 調査、点検の実施
 - (2) 適正な維持保全の実施及び安全確保の実施
 - (3) 施設管理の適正化、効率化
- 9、総合整備計画の取組み体制

1 はじめに

少子高齢化が進み、人口減少社会が現実となる中で、圏域住民のニーズは益々多様化、高度化しています。一方、構成市町の財政は依然厳しい状況が続いており、更に財政健全化の取組みを進める必要があります。

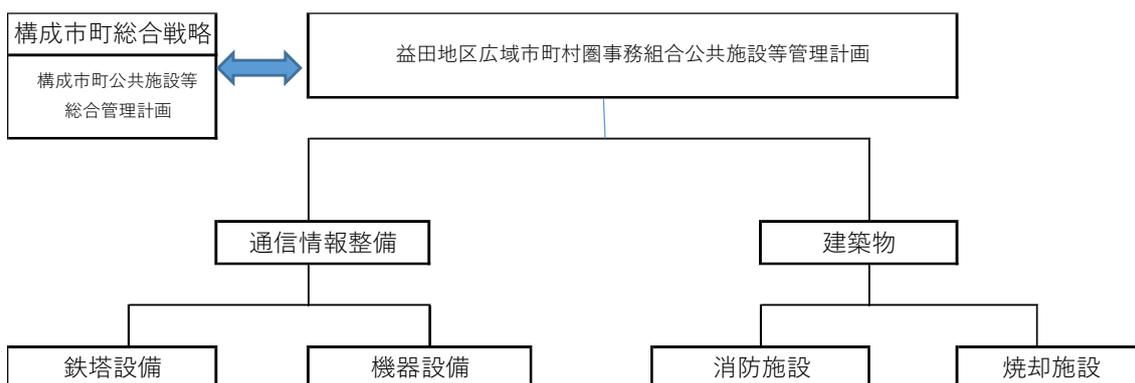
こうした状況において、本組合が所有し管理する施設についても、圏域住民への行政サービスを提供するための物的資源として、費用対効果を高めていく必要があります。本組合では今後圏域を取り巻く状況の変化を踏まえ、将来を見通し中長期的な視点に立って、公共施設を総合的に管理して行くために、公共施設の長寿命化による財政負担の軽減、平準化や公共施設の有効活用・適正化に取り組むことといたしました。

今回の改訂については、益田地区広域クリーンセンターのPFI事業終了に伴い建物等所有権が本組合に変わったことにより行うものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成29年3月に策定された本計画の改訂版であり、構成市町の「公共施設等総合管理計画」との整合を図り、圏域住民に必要な行政サービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供するための具体的な取組みを定めるものです。

【図1 計画の位置づけ】



3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から令和8年度末までの期間としています。

なお、この計画に基づく取組みの進捗を定期的に評価・分析し、その結果をそ

の後の取組みに反映させるとともに、途中情勢等の変化がある場合は、計画期間内であっても随時見直しを行います。

4 益田圏域の人口の推移

益田圏域の人口（国勢調査の数値）は昭和60年（1985年）に82,246人でしたがその後減少に転じ、平成22年（2010年）には65,252人、平成27年（2015年）には61,745人、令和2年（2020年）には57,955人と毎回4千人弱ずつ減少を続けており、益田圏域の人口の減少傾向は益々進むと推測されています。

人口構成について見ていくと、15歳から64歳までの生産年齢人口は、昭和60年は51,971人でしたが、平成27年には31,480人、令和2年には28,193人と減少し、全人口の49%と初めて50%台を割り込みました。今後においても全人口の半数以下の状態が続くと予測しております。

15歳未満の人口は、昭和60年には16,835人でしたが平成27年には7,176人、令和2年には6,498人となり、令和2年は昭和60年と比べて10,337人減少しています。また、65歳以上の人口は、昭和60年は13,440人でしたが、平成27年は23,089人、令和2年には23,264人になっており全人口に占める高齢の割合が40%と初めて40%台に突入しました。今後は益田圏域の人口の引き続き40%以上を構成し続けると推計しています。

このように益田圏域の人口構成の特徴は、生産年齢人口が減少し、老年人口の割合が高い推移になると考えられます。

5 計画の対象

計画の対象は、本組合が所有する建築物及び付属設備とし、2つの施設類型に分類します。

【表1 施設類型と施設用途】

施設類型	施設用途
焼却場	一般ごみ焼却施設
消防庁舎	消防業務施設

6 組合所有施設の現状

(1) 所有施設の面積、ストックの状況等

組合が所有する施設の延べ面積は7,386.98 m²です。

【表 2】 施設類型別の延べ面積

施設類型		用途	施設数	延べ面積 (㎡)	割合 (%)
清掃	一般ごみ焼却施設	工場	1	4,375.48	59.2
		洗車棟	1	55.85	0.8
消防	消防本部	庁舎	1	1,094.15	14.8
	分遣所	庁舎	6	1,339.43	18.1
	通信指令室	庁舎	1	522.07	7.1

【表 3】 本組合施設の築後年数別延べ面積 (令和 5 年 6 月末現在)

施設類型		建設年	築年数	延べ面積 (㎡)
清掃	一般ごみ焼却施設	平成 19 年 (2007 年)	16	4,431.33
消防	消防本部	昭和 47 年 (1972 年)	51	1,094.15
	美都分遣所	平成 19 年 (2007 年)	17	244.62
	匹見分遣所	平成 8 年 (1996 年)	28	169.10
	津和野分遣所	平成 21 年 (2009 年)	15	323.78
	日原分遣所	平成 23 年 (2011 年)	13	269.41
	柿木分遣所	平成 4 年 (1992 年)	32	120.57
	六日市分遣所	平成 14 年 (2002 年)	22	211.95
	通信指令室	平成 26 年 (2014 年)	9	522.07

築後、20 年以上経過した建物面積が 1,595.77 ㎡で全体の約 22%を占めており、部材や設備の劣化と社会的要求の変化に伴う建物機能劣化が重なり大規模な改修工事や建替が必要な時期を迎えています。

(2) 所有施設の維持更新について

施設更新については、計画期間中に耐用年数満了に到達する施設は、現在建設中の消防本部庁舎を除きありませんが、施設点検を行い損傷が軽微な段階から補修を行う予防保全を行い施設の長寿命化を図ります。

【表 4】 施設の耐用年数

施設名	建設年	耐用年数	耐用年数満了年
益田地区広域クリーンセンター	平成 19 年	38	令和 27 年
消 防 本 部	昭和 47 年	50	令和 5 年
柿木分遣所	平成 4 年	38	令和 12 年
匹見分遣所	平成 8 年	38	令和 16 年
六日市分遣所	平成 14 年	38	令和 20 年
美都分遣所	平成 19 年	38	令和 27 年
津和野分遣所	平成 21 年	38	令和 29 年
日原分遣所	平成 23 年	38	令和 31 年
通信指令室	平成 26 年	38	令和 34 年

(3) 所有施設の管理手法

施設類型ごとに各施設所管課において直接管理を実施していきます。益田地区広域クリーンセンターについては、通常の施設維持を含め長期包括業務運營業務を委託しており、通常管理においては運営事業者と協議のうえ対応いたします。

【表 5】 管理手法別の施設数

管理手法	焼却施設
運営委託	1

管理手法	消防本部	分 遣 所	通信指令室
直営管理	1	6	1

7 取組みの推進方向

この計画では、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、行政サービスの維持・向上と簡素・効率化を進める観点から公共施設の長寿命化・適正化を図るため、以下の2つの柱として取組みます。

(1) 施設の長寿命化

- 環境への負荷を軽減し、施設全体に係る財政負担を長期的な視点で縮減するため、将来にわたって長く利用する施設について

耐震化やバリアフリー化、省エネルギー化などの長寿命化を図ります。

- 長寿命化のための修繕を優先度判定の結果に基づき計画的に実施することにより、必要な経費の年度間の平準化を図ります。
- 機械等の劣化が進み故障してからの修繕・更新する「事後保全」から、故障する前に修繕・更新する「予防保全」への転換を進めます。

(2) 所有施設（建築物）の適正化

- 一般ごみ焼却施設については、所有権が令和5年度から組合へ移転しました。今後は施設維持に関し、長寿命化に係る手法等の検討を行う予定です。
- 消防本部庁舎は、令和5～6年度建設、6年度移転し、現在の庁舎は令和6年度中に解体する予定です。
- 分遣所及び通信指令室は将来の利用見込みについて長期的な視点から調査・検証します。

8 具体的な取組み

取組みの推進方向を踏まえ、すべての対象施設について、以下のとおり具体的な取組みを進めていきます。

(1) 調査・点検の実施

施設の状況を正確に把握するため、定期的に調査・点検を行います。

① 定期的な調査・点検

施設の維持管理の状況を定期的に調査・点検しその結果を整理し中長期の保全計画作成や維持管理費の把握などに活用します。

② 施設評価の実施

施設の「維持」、「再生」、「建替え」等を判断するためには、施設の

持つ安全性などの「建物性能」、不動産としての「資産価値」、維持管理費などの「管理効率」といった項目を定期的に評価し統合・廃止の検討を進めます。

(2) 適切な維持保全及び安全確保の実施

将来にわたって安全を確保し長く利用する施設とするため、耐震化やバリアフリー化・省エネルギー化及び安全確保対策などを進め計画的に保全措置を講ずることにより長寿命化及び安全確保を図ります。

また、保全措置の実施にあたっては、劣化度調査に基づく優先度判定をし、計画的に実施することにより、必要な経費の平準化を図ります。今後、将来にわたって機能を維持し性能及び安全を確保するための長期保全計画を作成し、更に全ての施設について「5年以内に必要となる修繕」をまとめた維持保全計画を作成して、計画的な保全及び安全措置を行います。

(3) 施設管理の適正化、効率化

施設の日常的な維持管理をより適正で効率的なものにするために維持管理業務の標準化や一元化を進め、業務の品質を確保し、コストを最適化します。また、建物に関しては、専門技術者による点検が行える体制を構築します。

9 総合管理計画の推進体制及び整備

公共施設総合管理計画を実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当する部署（以下「施設所管課」）と企画振興課とが連携し、次の方策により実行していきます。

[推進体制]

(1) 建築物

① 現状把握（施設所管課・企画振興課）

個別施設ごとの利用度、維持管理コスト、老朽化などの施設情報を集約し、基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

② 個別計画の策定（施設所管課）

各施設について出された方向性に基づき、①で得られたデータを踏まえ、中長期的な個別施設計画を策定し、計画に従った取組みを実行します。

(2) インフラ資産

① 現状把握（施設所管課・企画振興課）

定期的な点検等により、劣化の状況を把握するとともに、データの蓄積を行います。

② 個別計画の策定（施設所管課）

①で得たデータに基づき、通信情報設備などの施設種別ごとに、施設の重要度に応じた個別の維持管理計画を策定し、施設の特性にあった管理水準を設定します。

[推進体制の整備]

(1) 推進体制

この計画の推進に当たっては、総資産量を一元的に管理し、組織横断的な体制を構築し、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

また、技術的な見地からの取組みが必要であることから、常に必要な研修等を行うとともに、新たな技術的手法や管理水準の見直しを的確に実施できる仕組み作りについて検討していきます。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画であっても、財政状況とは切り離せません。常に最新の構成3市町の財政状況を把握及び情報の共有を実施して、本計画の着実な推進を図るよう、予算配分の仕組みづくりについて検討していきます。

(3) 圏域住民の理解と協力

本計画の推進に当たっては、施設を用いた各種サービスの受け手である圏域住民の理解と協力が欠かせません。各施設の利活用の状況や維持管理の現状などについて圏域住民に積極的に情報提供を行い、共通認識の形成を図ります。

(4) 職員の意識改革

総合管理計画を推進していくためには、職員一人ひとりが適正な維持管理に向けた意識を持って取り組む必要があります。広域事務組合の公共建築物やインフラ資産の現状、本計画の意義など十分に理解し、コスト情報や資産情報といった公会計制度を有効的に活用することで、経営的視点をもった総量の適正化、維持管理へと考え方の方向転換を図り、社会、経済の状況や市民ニーズの変化に対応できるよう、自らが創意工夫し、実践していくことが求められます。

そのためには、研修会等を通じて、固定資産台帳や公会計に対する職員の意識啓発に努めるとともに、常にコスト意識を持ち、積極的にこれらを活用する人材を育成していきます。